

鶴居村国民健康保険制度のお知らせ

～ 保険証の廃止について ～

■ 令和6年12月2日より保険証等が廃止されます

令和6年12月2日より保険証が廃止されます。廃止前後で対応が異なりますので、詳細は、下記をご確認ください。

※令和6年12月1日時点でお手元にある保険証等については有効期限（令和7年7月31日）までお使いいただけます。

但し、令和6年12月2日以降は、保険証の新規発行又は紛失に伴う再発行は行えなくなりますのでご注意ください。

【令和6年12月1日までの対応】

- 転入や社会保険の喪失等の理由により、新規で加入される方は保険証が交付されます。
- 保険証等を紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場窓口へお申し出ください。

【令和6年12月2日からの対応】

- 令和6年12月2日時点でお手元に保険証がない方には、保険証等は交付されません。下記、①又は②の対応となります。
 - ① 既にマイナンバーカードの保険証利用登録を行っている方の場合、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能です。
 - ② マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない、又はマイナンバーカード自体お持ちでない方には、申請いただかなくても「資格確認書」を交付しますので、引き続き医療機関の受診が可能です。

マイナンバーカードを保険証としてご利用ください！

保険証利用登録をしたマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）を医療機関で利用すると・・・

- ・ マイナ保険証のみで高額療養費制度や特定疾病の適用が受けられます。
- ・ 過去のお薬情報や健康診断の結果等を提供できるため、より適切な医療を受けられます。
- ・ お引越等負担割合に変更が発生しても、保険証や資格確認書のように差し替えの必要がなく、ほぼタイムラグなく最新の資格情報で医療機関を受診できます。

★マイナンバーカードを保険証として利用するためには、以下2つの事前準備が必要です！

- ① マイナンバーカードの発行を申請し、マイナンバーカードを取得する。
→ PCやスマホからの申請、また、役場の窓口で申請ができます。
- ② マイナンバーカードを保険証として利用する登録を行う。（※）
→ 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）やセブン銀行ATM、マイナポータルから登録が可能です。（※）利用登録を行っているかどうかの確認はマイナポータルから確認できます。



マイナポータルアプリのダウンロードはこちらのQRコードから可能です

マイナンバーカードの保険証利用の申込みは、

医療機関・薬局の受付でもOK!!

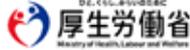


当日その場でも
いいのね♪

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！



デジタル庁



健康保険証利用の
申込みのお問合せ先



マイナンバー
フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く）
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

<資格確認書とは>

令和6年12月2日以降は、保険証が廃止になりますので、原則マイナ保険証で医療機関を受診することになります。

但し、マイナンバーカードを保険証利用するための登録をしていない方やマイナンバーカード自体をお持ちでない方には、お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」を交付させていただきます。

この「資格確認書」で引き続き、医療を受けることができます。

（マイナ保険証を紛失等した場合にも、申請により「資格確認書」を交付いたします）

お問い合わせ先

鶴居村役場住民生活課保険年金係

【住所】〒085-1203

鶴居村鶴居西1丁目1番地

【電話】0154-64-2113（直通）